

新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策

四万十市中小企業者物価高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、エネルギー価格高騰により、さらなる影響を受けている事業者の皆さまに対し、店舗等に係る光熱費の支援を行います。

対象者

- ・第2次産業又は第3次産業のうち市が指定する業種（裏面）に属し、市内で店舗・事業所等を運営する中小企業者及び個人事業者
- ※令和4年3月31日以前に開業していることが要件です。

支給額

令和4年7月～9月の任意の一月に請求のあった光熱費 × 3（上限30万円）

※光熱費（同一月分の合計とします。）

電気代、ガス代、燃料費（ボイラー等の器具に熱を得るための燃料費に限ります。）

なお、事業分と住居分等の合算で支払いしている場合は、確定申告時等と同様に事業所（店舗）での使用相当分を対象とします。

申請期限

令和4年11月14日（月）～令和5年1月31日（火） ※当日消印有効

提出書類

- (1) 交付申請書兼請求書、誓約書
- (2) 申請書に記載した内容を確認できる書類 ※裏面参照
(確定申告書、市県民税申告書、個人事業の開業・廃業等届出書などの写し)
- (3) 光熱費の支出が確認できる書類（領収書など）※裏面参照
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書（3か月以内に発行されたものに限ります。）
- (5) 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、保険証などの写し）
- (6) 振込先の分かるもの（通帳の写し）

◆申請の流れ

申請書類の入手	○四万十市ホームページから印刷またはダウンロード ○市役所で受け取る (本庁)市役所3階 観光商工課 商工・雇用対策係 (西土佐総合支所) 産業建設課 産業振興係
申請書類の提出	○原則、郵送でご提出ください。 ※配布申請書類一式に返信用封筒を同封しています。 【送付先】787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地 「四万十市観光商工課 中小企業者物価高騰対策支援金担当」行
お問い合わせ先	○お問い合わせは、平日の8時30分から17時15分までにお問い合わせいたします。 (本庁) 観光商工課 商工・雇用対策係 ☎0880-34-1126 (西土佐総合支所) 産業建設課 産業振興係 ☎0880-52-1113

■中小企業者

中小企業基本法第2条第1項に規定された事業者

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資金の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※なお、中小企業基本法では、「社会福祉法人」、「医療法人」、「特定非営利活動法人」、「一般社団・財団法人」、「公益社団・財団法人」、「学校法人」、「農事組合法人」、「組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）」、「有限責任事業組合（LLP）」は、中小企業者に該当しません。

■支援金の対象業種は、以下の業種としています。

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）

産業	大分類
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業
	D 建設業
	E 製造業
第3次産業	G 情報通信業
	H 運輸業、郵便業
	I 卸売業、小売業
	J 金融業、保険業のうち中分類67保険業のみ
	K 不動産業、物品賃貸業
	L 学術研究、専門・技術サービス業
	M 宿泊業、飲食サービス業
	N 生活関連サービス業、娯楽業
	O 教育、学習支援業（中分類81学校教育に分類されるものを除く。）
R サービス業（他に分類されないもの）（中分類93政治・経済・文化団体、94宗教、95その他のサービス業、96外国公務を除く。）	

※ただし、宗教及び政治を目的とする事業者、設立趣旨、活動内容等から交付対象として適当と認められない事業者を除きます。

※表面「提出書類」について

(2) 申請書に記載した内容を確認できる書類

- ・法人の場合は、法人事業概況説明書(両面)の写しを提出してください。個人事業者は、確定申告書または市県民税申告書の写しを提出してください。
- ・確定申告をしていない新規創業者は、個人事業の開業・廃業等届出書の写しを提出してください。

(3) 光熱費の支出が確認できる書類(領収書など)

- ・光熱費の明細書の写しと支払が分かるもの(引き落とし口座の写し等)が必要です。